

防衛省・自衛隊の様々な活動は、国民一人一人、そして、地方公共団体などの理解と協力があることは

じめて可能となるものであり、地域社会・国民と自衛隊相互の信頼をより一層深めていく必要がある。

## 第1節

## 地域コミュニティとの連携

防衛大綱は、近年、自衛隊及び在日米軍の活動及び訓練・演習の多様化、装備品の高度化などが進んでおり、防衛施設周辺の地方公共団体や地元住民の理解及び協力を得ることはこれまで以上に重要になっているとしている。

このため、地方公共団体や地元住民に対し、平

素から防衛省・自衛隊の政策や活動に関する積極的な広報を行うとともに、自衛隊及び在日米軍の部隊や装備品の配備、訓練・演習などの実施にあたっては、地元に対する説明責任を十分に果たしながら、地元の要望や情勢に応じたきめ細やかな調整を実施することとしている。

## 1 民生支援活動

防衛省・自衛隊は、地方公共団体や関係機関などからの依頼に基づき、様々な分野で民生支援活動を行っている。これらの活動は、自衛隊への信頼をより一層深めるとともに、隊員に誇りと自信を与えている。

陸自は、全国各地で発見される不発弾などの処理にあたっており、令和元(2019)年度の処理実績は1,441件(約33トン)で、沖縄県での処理件数が全体の約37%を占めている。海自は、機雷などの除去・処理を行っているが、令和元(2019)年度の処理実績はなかった。

また、駐屯地や基地を部隊活動に支障のない範囲で開放するなど、地域住民との交流に努めるほか、各種の運動競技会において輸送などの支援を行っている。加えて、一部の自衛隊病院などにおける一般診療、離島の救急患者の緊急輸送などにより、地域医療を支えている。さらに、国などの方針<sup>1</sup>を踏まえ、分離・分割発注<sup>2</sup>の推進や同一資格等級区分内の者による競争の確保<sup>3</sup>など、効率性にも配慮しつつ、地元中小企業の受注機会の確保も図っている。

Q 参照 資料59(市民生活の中での活動)

## 2 地方公共団体などによる自衛隊への協力

## (1) 自衛官の募集及び就職援護への協力

厳しい募集及び雇用環境の中、質の高い人材を確保し、比較的若い年齢で退職する自衛官の再就職を支援するためには、地方公共団体や関係機関

の協力が不可欠である。

## (2) 自衛隊の活動への支援・協力

自衛隊の駐屯地や基地は、地域社会と密接な関

1 「平成30年度中小企業者に関する国等の契約の基本方針」(18(平成30)年9月7日閣議決定)

2 例えば、一般競争入札に付す際に、商品などを種類ごとにグループ分けし、当該グループごとに落札者を決定する方法

3 A~D等級に分類された入札参加資格のうち、中小企業が多くを占めるC又はD等級のみで競争すること

## 解説

## 国民の安全・安心に寄与“不発弾処理”

戦後70年以上経った現在でも、北海道から沖縄県までの全国各地において、主に戦前・戦中の不発弾が発見されており、その都度、自治体からの要請を受け、自衛隊が処理にあたっています。

令和元年度において自衛隊が処理した不発弾は、1,441件、約33トンになります。特に沖縄県で発見される量は全国でも突出しており、同年度において処理した不発弾は529件、約18トンと、全国で発見される発数の3分の1以上を占めています。



手動による信管除去



安全化した不発弾の回収



不発弾保管庫への搬出

そのため、那覇駐屯地に所在する第101不発弾処理隊は、昼夜を問わず、多い時には1日5回以上出動し、手動による信管の除去や不発弾の回収を実施して不発弾の安全化を図り、国民の安全・安心に寄与しています。

不発弾処理は危険と隣合わせの任務ではありますが、全国の不発弾処理隊等は、引き続き住民の方々に寄り添いながら任務を遂行していきます。

わりを持っており、自衛隊が教育訓練や災害派遣など各種の活動を行うためには、地元からの様々な支援・協力が不可欠である。さらに、国際平和協力業務などで国外に派遣される部隊は、関係機関から派

遣にかかる手続の支援・協力を受けている。

また、各種事態において自衛隊が迅速かつ確実に活動を行うため、地方公共団体、警察・消防機関といった関係機関との連携を一層強化している。

### 3 地方公共団体及び地域住民の理解・協力を確保するための施策

全国8か所に設置された地方防衛局は、部隊や地方協力本部などと連携し、それぞれの地方との協力関係の構築に努めている。令和元(2019)年度は、日米共同訓練をはじめとする各種訓練や、馬毛島における自衛隊施設の整備、陸自V-22の佐賀空港配備計画等について、地元説明を実施す

るとともに、台風や豪雨等への対応における地方公共団体との連絡調整などを実施した。また、防衛問題セミナーを16回実施したほか、全ての都道府県、市町村に対して白書の説明を行うなど、防衛政策全般に対する理解を促進するための施策を実施した。

Q参照 図表IV-5-1-1 (地方協力確保事務について)

### 4 防衛施設と周辺地域との調和を図るための施策

#### 1 防衛施設の特徴と防衛施設周辺対策事業

防衛施設は、用途が多岐にわたり、広大な土地を必要とするものが多い。また、日米共同の訓練・演習の多様性・効率性を高めるため、20(令

和2)年1月1日現在、在日米軍施設・区域(専用施設)の土地面積のうち約28%を日米地位協定に基づき自衛隊が共同使用している。一方、多くの防衛施設の周辺地域で都市化が進んだ結果、防衛施設の設置・運用が制約されるという問題が生

図表Ⅳ-5-1-1 地方協力確保事務について

**1 各種事業を円滑に実施するための地元調整にかかる施策**

自衛隊の部隊改編等・米軍の訓練等にかかる地元調整

**2 自衛隊等がかかわる事件・事故への対応にかかる施策**

自衛隊等と連携を図り地方公共団体等への情報提供等の必要な協力

**3 各種事態への実効的な対処を行うために実施する施策**

大規模災害等における自衛隊や地方公共団体への必要な支援・訓練への参加

**4 広く防衛政策についての理解を得るために実施する施策**

地方公共団体や地域住民を対象とした防衛白書の説明・防衛問題セミナー等の実施

じている。また、航空機の頻繁な離着陸などが、周辺地域の生活環境に騒音などの影響を及ぼすという問題もある。

その上で、防衛施設は、わが国の防衛力と日米安全保障体制を支える基盤としてわが国の安全保障に欠くことのできないものであり、その機能を十分に発揮させるためには、防衛施設と周辺地域との調和を図り、周辺住民の理解と協力を得て、常に安定して使用できる状態に維持することが必要である。

このため、防衛省は、1974（昭和49）年以来、防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律（環境整備法）などに基づき、自衛隊や米軍の行為あるいは飛行場をはじめとする防衛施設の設置・運用によりその周辺地域において生じる航空機騒音などの障害の防止、軽減、緩和などの措置を講じてきた。

11（平成23）年には関係地方公共団体などからの要望などを踏まえて同法を一部改正し、特定防衛施設周辺整備調整交付金について、医療費の助成などのいわゆるソフト事業への交付を可能とするための見直しを行ったほか、交付対象となる防衛施設の追加などを行った。また、住宅防音工事を重点的に実施している。

なお、特定防衛施設周辺整備調整交付金については、14（平成26）年4月からPDCAサイクルの徹底を図る取組などにより、交付金の効果の向上

を図っている。

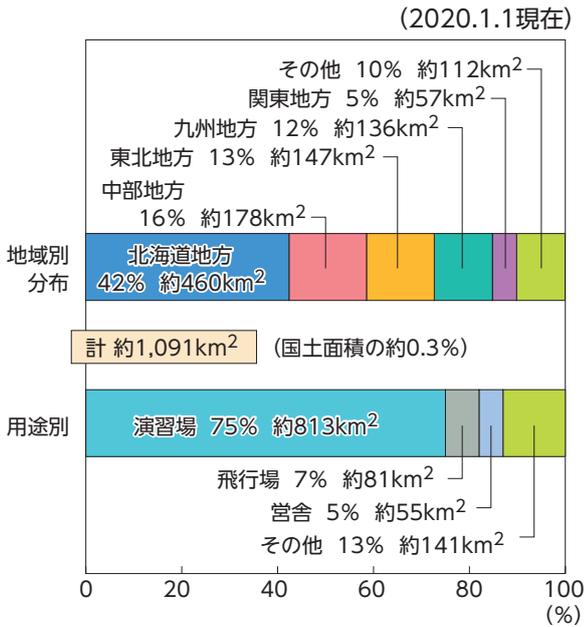
防衛省としては、防衛施設と周辺地域との調和を図るための施策のあり方について、関係地方公共団体からの要望などを踏まえ、厳しい財政事情を勘案し、より実態に即した効果的かつ効率的なものとなるよう引き続き検討している。

**Q 参照** 図表Ⅳ-5-1-2（自衛隊施設（土地）の状況）  
 図表Ⅳ-5-1-3（在日米軍施設・区域（専用施設）の状況）  
 図表Ⅳ-5-1-4（令和2年度基地周辺対策費（契約ベース））

**2 在日米軍の駐留に関する理解と協力を得るための取組**

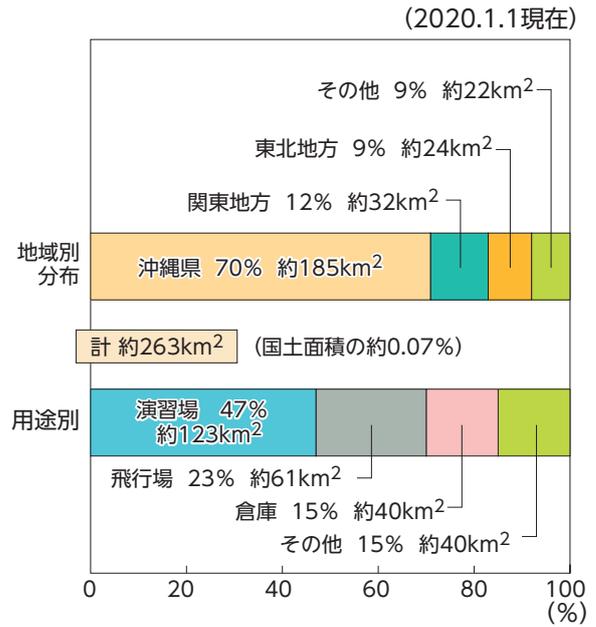
わが国を取り巻く安全保障環境が一層厳しさを増す中、在日米軍のプレゼンスとその即応性の維持は、わが国の安全を確保する上で極めて重要な要素である。その上で、在日米軍の安定的な駐留のためには、基地周辺の自治体や住民の方々の理解と協力を得ることが不可欠であり、この認識について日米防衛相会談をはじめ様々なレベルで米側との共有を図るほか、在日米軍の部隊運用等に関する地方公共団体等との調整、在日米軍再編にかかる交付金等の交付、事件・事故発生時の自治体などへの速やかな情報提供、在日米軍と地域住民の交流の促進など、様々な取組を不断に行っていくこととしている。

図表Ⅳ-5-1-2 自衛隊施設（土地）の状況



(注) 計数は、四捨五入によっているので計と符合しないことがある。

図表Ⅳ-5-1-3 在日米軍施設・区域（専用施設）の状況



(注) 計数は、四捨五入によっているので計と符合しないことがある。

### (1) 在日米軍の部隊運用等に関する地方公共団体等との調整

防衛省では、在日米軍再編や在日米軍の訓練、部隊の展開、新規装備の配備等の際し、その都度、関係する地方公共団体及び地域住民に対して事前に説明するなどの調整を実施し、在日米軍施設の維持や部隊運用に対する地元の理解の促進に努めている。

### (2) 在日米軍再編を促進するための交付金等

再編交付金<sup>4</sup>は、再編<sup>5</sup>を実施する前後の期間（原則10年間）において、再編が実施される地元市町村の住民生活の利便性の向上や産業の振興に寄与する事業<sup>6</sup>の経費にあてるため、防衛大臣が再編関連特定防衛施設と再編関連特定周辺市町村を指定した後、在日米軍の再編に向けた措置の進み具合などに応じて交付される。20（令和2）年4月現在、9防衛施設14市町村が再編交付金の交付対象となっている。そのほか、在日米軍再編を促進するため、予算措置により追加的な施策を実施している。

図表Ⅳ-5-1-4 令和2年度基地周辺対策費（契約ベース）

(単位：億円)

事項	本土分	沖縄分
障害防止事業	92	17
騒音防止事業	565	189
移転措置	49	1
民生安定助成事業	262	61
道路改修事業	62	15
周辺整備調整交付金	194	34
その他事業	14	3

【参照】 資料60（防衛施設と周辺地域との調和を図るための主な施策の概要）

### (3) 在日米軍の運用における安全確保等

在日米軍の運用にあたって、地域住民の安全確保は大前提であり、事件・事故は、あってはならない。防衛省としては、米軍機の墜落、部品落下・遺失、民間空港などへの予防着陸<sup>7</sup>などが発生した際には、米側に対し、安全管理及び再発防止の徹底並びに速やかな情報提供を強く求めるとともに、個別の事案の態様に応じて飛行停止等の対策

4 令和2（2020）年度予算で約57億円

5 再編特措法では、在日米軍の再編の対象である航空機部隊と一体として行動する艦船の部隊の編成の変更（横須賀海軍施設における空母の原子力空母への交替）について、在日米軍の再編と同様に扱う。

6 具体的な事業の範囲は、「駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法施行令」第2条において、教育、スポーツ及び文化の振興に関する事業など、14事業が規定されている。

7 パイロット等が飛行中に、航空機に何らかの通常と異なることを示す徴候を察知した場合に行う着陸

を講ずるよう求め、得られた情報は直ちに関係自治体等に説明しているほか、事件・事故による被害に対し迅速で適切な補償が行われるよう措置している。

また、米側の事故調査結果や再発防止策を聞くだけでなく、自衛隊の専門的知見も活用して確認し、その合理性を判断している。さらに、19（令和元）年7月、航空機事故に関するガイドラインを改正し、万が一日本国内の米軍施設・区域外で米軍機による事故が発生した場合には、適用される方針及び手続が一層改善されるよう取り組んでいる。

わが国としては、地元の不安や懸念を踏まえ、首脳や閣僚レベルを含め、米側に対し、わが国の考え方をしっかり伝え、安全な運用の確保を最優先の課題として、日米両国で緊密に協力して取り組んでいる。また、米軍人等による飲酒に起因する事件・事故が増加傾向にあることは、防衛省としても懸念しており、米側に対して、累次の機会を通じて、綱紀粛正や隊員教育を強化するよう申し入れている。米側においても、夜間飲酒規制措置、一定階級以下の米軍人を対象とする夜間外出規制措置などを含む勤務時間外行動の指針（リバティ制度）を示すなど、対策を実施しており、今後とも日米間で協力して、飲酒事案の再発防止に努めていくこととしている。

なお、沖縄県内における犯罪を抑止し、沖縄県民の安全・安心の確保を図るため、16（平成28）年6月「沖縄県における犯罪抑止に関する対策について」が取りまとめられ、防犯パトロール体制の強化と安全・安心な環境の整備を柱とした対策がおこなわれている。防衛省も、沖縄総合事務局に創設された「沖縄・地域安全パトロール隊」に参加しており、今後とも関係省庁と連携し、実効的な犯罪抑止の取組となるよう、協力することとしている。

#### （4）在日米軍と地域住民の交流の促進

防衛省では、日米の相互理解を深める取組として、地方自治体と米軍の理解と協力を得ながら、在日米軍施設・区域周辺の住民の方々や米軍関係者がスポーツ、音楽、文化などを通じて交流を行

う「日米交流事業」を開催している。

また、在日米軍においても、基地の開放（フレンドシップデー）、ホームページ・ソーシャルメディアを活用した情報発信など、地域の方々との相互理解を深めるための取組を行っている。

#### （5）その他の措置（自衛隊にかかるものも含む）

##### ①漁業補償

防衛省は、自衛隊又は在日米軍が水面を使用する訓練等のため、法律（自衛隊法第105条第1項又は漁船操業制限法第1条）又は契約により制限水域を設定し、これに伴う損失を補償している。

また、同法の規定による操業の制限又は禁止により、漁業経営上の損失を被った者で、同法の規定による補償を受けられないものを救済するため、行政措置として一定の要件を満たす者に対し、見舞金を支給している。

##### ②基地交付金等

総務省所管の防衛施設に関する交付金の制度である国有提供施設等所在市町村助成交付金（以下「基地交付金」という。）及び施設等所在市町村調整交付金（以下「調整交付金」という。）についても、防衛省は、各種情報提供等の協力を行っている。

基地交付金は、米軍の施設や自衛隊が使用する施設のうち、飛行場や演習場の用に供する土地が広大な面積を有しており、市町村の区域の多くを占めていることが市町村の財政に著しい影響を与えていることを考慮して創設されたものであり、固定資産税の代替的性格を基本として、米軍や自衛隊の用に供している国有財産（土地、建物及び工作物）の所在する市町村に対して交付されるものである。

調整交付金は、米軍が建設し、又は設置する資産（以下「米軍資産」という。）に対する固定資産税が非課税とされているにもかかわらず、基地交付金が交付されていないこととの均衡や、米軍の軍人や軍属にかかる市町村民税等の非課税措置による税財政上の影響を考慮して創設されたものであり、米軍資産の所在する市町村に対して交付されるものである。

### 3 防衛省における環境・社会との共生のための取組

地球環境の持続可能性に対する危機感は、国際的に高まっており、15（平成27）年には、持続可能な開発目標（SDGs）の国連における採択や気候変動に関する国際枠組みであるパリ協定の合意など、各国で取組が進められている。19（令和元）年6月に大阪で開催されたG20サミットでは海洋プラスチックごみ汚染や気候変動が重要な議題となるとともに、その直前には各国の関係閣僚が参加する「G20持続可能な成長のためのエネルギー転換と地球環境に関する関係閣僚会合」が初めて開催された。わが国においても、18（平成30）年に第5次環境基本計画を閣議決定し、持続可能な社会の実現に取り組んでいるところであり、19（令和元）年9月のSDGサミットにおいて、安倍内閣総理大臣は、次のSDGサミットまでに、国内外における取組をさらに加速させる旨表明している。こうした国内外における取組の加速を受け、防衛省としても、政府の一員として環境問題の解決に貢献するとともに、自衛隊施設及び米軍施設・区域と周辺地域の共生についてより一層重点を置いた施策を進める必要がある。

#### (1) 防衛省・自衛隊の施設に関する取組

##### ① レジ袋の廃止

政府が進める環境対策に率先して取り組むため、市ヶ谷地区においては、20（令和2）年1月20日から、各売店などの協力を得て、レジ袋を廃止している。引き続き、全国の基地・駐屯地等においても、売店などの協力が得られたところから、レジ袋の廃止を進めていくこととしている。

##### ② 電力調達方法の見直し

25万人の隊員を有し、全国各地で施設等を運用する防衛省・自衛隊としても、気候変動の問題は、決して他人事ではない。令和2（2020）年度の電力の調達にあたり、競争性、低廉な価格、供給の安定性といった要素を確保したう

で、可能な限り再生可能エネルギーの利用を進めることとし、必要な調達方法の見直しを行った。これにより、全国の151の施設等（契約単位）で合計約9,100万kWhの再生可能エネルギー由来の電力を調達予定である。

#### (2) 在日米軍施設・区域に関する取組

##### ① 環境保護に関する枠組み

在日米軍施設・区域における米軍の活動については、在日米軍が日本環境管理基準<sup>8</sup>（JEGS）Japan Environmental Governing Standardsを作成し、これにより日米両国又は国際約束の自然環境保護に係る基準のうち、最も規制の厳しいものを一般的に採用することとされている。00（平成12）年9月の「2+2」において、両国政府は、環境保護が重要であるとの認識のもと、在日米軍施設・区域の周辺住民、米軍関係者やその家族などの健康と安全の確保を共通の目的とすることに合意し、「環境原則に関する共同発表」<sup>9</sup>を行った。この発表のフォローアップのため、日米協議が強化され、JEGSの定期的見直しの際の協力の強化、環境に関する情報交換、環境汚染への対応などにかかわる協議について、防衛省としても、関係省庁と連携して取り組んでいる。

さらに、15（平成27）年9月28日、日米両政府は、在日米軍施設・区域に係る環境対策を強化するため、日米地位協定を補足する在日米軍に関連する環境の管理の分野における協力に関する協定への署名を行い、同協定は即日発効した。この補足協定は、法的拘束力を有する国際約束であり、日米間の情報共有や、環境事故発生時の米側からの通報に基づく施設・区域内への立入り、施設・区域返還前の調査のための立入りなどを規定している。

20（令和2）年4月には、普天間飛行場で発生した泡消火剤の流出事故への対応のため、日本政府と関係自治体は、同協定に基づき、環境事故発生時の施設・区域内への立入りを初めて行った。引き続き、地元住民の方々の懸念を払

8 在日米軍が作成する環境基準。在日米軍の部隊と施設が人の健康と自然環境を保護することを保証するため、施設・区域内の環境汚染物質の取扱い、保管方法などを定めている。

9 ①環境管理基準、②情報交換と立入り、③環境汚染への対応、④環境に関する協議、の4項目からなる。

解説

PFOS等をめぐる問題への取組について

有機フッ素化合物であるPFOSは、水と油をなじませる性質を持っており、過去には、半導体工業での表面処理剤や泡消火薬剤などの用途に広く使用されていました。しかし、分解されにくく、人体や環境に蓄積して悪影響を及ぼすおそれがあることから、09（平成21）年に「POPs条約<sup>※1</sup>」、10（平成22）年に「化審法<sup>※2</sup>」において、制限の対象物質として指定されました。また、昨年、「POPs条約」において、同じ有機フッ素化合物であるPFOAに対する制限が設けられ、さらには、有機フッ素化合物全体の総称であるPFASの扱いについても国際的な関心が高まっています。

日本国内では、様々な河川等で高濃度のPFOS・PFOAが検出され、国民の不安が高まっていることを踏まえ、現在、政府全体として取組を進めています。具体的には、関係省庁において水道水や水環境に関する目標値が設定されたほか、防衛省においては、自衛隊の安定的な運用に不可欠である、地域のご理解を促進し、信頼を確保していくため、本年2月にPFOS含有泡消火薬剤等の交換・処分の加速を目的とした計画を策定し、施設等においては来年度末までに、艦船等については令和5（2023）年度末までに、処理を完了することを目指しています。

また、米国内においても本年3月に米国防省のタスクフォースによる報告書が公表されるなど検討が進展しており、在日米軍における対応を含め、河野

防衛大臣とエスパー米国防長官によるイニシアチブのもと、様々なレベルで日米間の協力に関する議論を行っているところです。

このような中、本年4月に普天間飛行場で泡消火剤の大規模な流出事故が発生したことは、大変遺憾であり、防衛省としては、飛行場外の保育園、河川等で清掃や汚染状況の調査を実施したほか、飛行場内において環境事故発生時には初となる環境補足協定に基づく立入りを計5回にわたり行い、水、土壌のサンプリングを実施するなど、関係省庁、関係自治体及び米側と協力し対応を行いました。引き続き、国内・国外における取組全体を踏まえながら、PFOS等をめぐる問題に対して、地元の皆様の不安を払拭できるよう、引き続き関係省庁、関係自治体及び米側と密接に連携して取り組んでまいります。

※1 残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約  
 ※2 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律



土壌サンプルの受け渡し状況

拭すべく、関係省庁、関係自治体及び米側と緊密に連携していくこととしている。

②光熱水料節約の取組

在日米軍施設区域においては、エネルギー効率の良い暖房・換気・空調設備への交換、不在

時に消灯する人感センサーの設置、太陽光発電パネルの設置、冷暖房の運用期間の短縮・設定温度の見直し、照明の制御及び夜間照明等の消灯等の光熱水料節約の取組を行っている。

**Q 参照** コラム（PFOS等をめぐる問題への取組について（解説））

5 国家行事への参加

自衛隊は、国家的行事において、天皇、国賓などに対し、儀じょう、と列、礼砲などの礼式を実施している。諸外国からの国賓や公賓等がわが国を訪問した際の歓迎式典などにおける儀じょうは、国際儀礼上欠くことのできない行為である。

19（令和元）年10月、即位礼正殿の儀に際し、皇

居外苑北の丸地区において、陸自は、礼砲を実施した。また、同年11月、祝賀御列の儀においては、陸・海・空自衛隊及び防衛大学校・防衛医科大学校による儀じょう、奏楽及びと列を実施した。これらの任務に就いた隊員以外にも、自衛隊が実施するための準備を含め、多くの隊員が本行事に参画した。

## VOICE

## 国家行事（即位礼正殿の儀）での儀礼（礼砲）

陸上自衛隊第1特科隊（山梨県南都留郡忍野村）

中隊長 1等陸尉 児玉 義信<sup>こだま よしのぶ</sup>

「即位礼正殿の儀」に際し、自衛隊が実施する儀礼に礼砲中隊長として参加することを第1特科隊長（礼砲隊長）から命ぜられ、天皇陛下の即位の儀式にかかわることに、私は表現し難いほどの高揚感と緊張感を感じました。

礼砲というのはただ単に空砲を撃つという任務ではなく、約850m離れた北の丸公園で射撃した砲音を皇居における内閣総理大臣の万歳のタイミングに合わせて正確に伝えるとともに、1発も不発させることなく5秒ごとに21発を撃つという、極めて高

度な練度を必要とする任務であり、音の伝搬速度を考慮した発射のタイミングが最も重要となります。

難しい任務である以上、訓練は厳しいものでした。それにも関わらず、隊員達は訓練に対し貪欲であり、本番まで全ての時間をこの任務のために費やしました。これほどの集中力を継続できた要因は私の指揮・統率よりも間違いなく隊員自身の使命感の顕れであったと思います。使命感を持ち一つの目標に向かっていく時の力の大きさを実感できた大変意義深い任務でした。北富士駐屯地に所在する礼砲任務を有する第1特科隊に所属していたこと、そしてこの任務を頂けた事に深く感謝いたします。



北の丸公園で礼砲を実施する礼砲中隊長



礼砲中隊長を指揮する筆者（1番手前）

## 6 東京オリンピック・パラリンピック競技大会への取組

## 1 これまでのオリンピックにおける自衛隊の協力及び自衛官選手等の実績など（1964年東京オリンピック以降）

1964（昭和39）年、東京で開催された第18回オリンピック競技大会の開会式では、ブルーインパルスが五輪のマークを東京の空に大きく描き、音楽隊がオリンピック・マーチやファンファーレを演奏するなどの協力を行うとともに、防衛大学校学生が選手団入場時に各国のプラカードを掲げ

るなどの協力を行った。また、同オリンピックにおいて自衛官21名が選手として参加し、ウエイトリフティングにおいては三宅義信選手が第1位、陸上マラソンにおいては円谷幸吉選手が第3位に輝くなどの成果を挙げた。

以降、自衛隊は、各オリンピックに参加し、自衛官の選手は、これまで金メダル8個、銀メダル4個、銅メダル8個を獲得している。



動画：祝賀御列の儀

URL：<https://www.youtube.com/watch?v=AQYMP2klI8c>

## 2 東京オリンピック・パラリンピック競技大会への協力など

13（平成25）年9月、2020年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会（以下「東京2020大会」という。）への防衛省・自衛隊としての取組を強化することを目的に、防衛大臣を長とする「防衛省・自衛隊2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会特別行動委員

会」を設置した。第1回委員会においては、小野寺防衛大臣（当時）から、防衛省・自衛隊が協力・参加する意義とともに、自衛隊員全てが参加しているという気概のもと、これからも日本の安全保障のために全力で働き、しっかりと、大会の成功に向けて努力していく旨述べた。

19（令和元）年12月の第12回委員会においては、防衛省・自衛隊として、セキュリティ対策については、競技会場周辺を含むわが国上空・海域

### VOICE 聖火到着式を終えて

#### 航空自衛隊

#### 第4航空団飛行群第11飛行隊（宮城県東松島市）

#### 第11飛行隊長 2等空佐 福田 哲雄

東京オリンピックの聖火が宮城県の航空自衛隊松島基地に到着した20（令和2）年3月20日、我々アークバット飛行チーム、ブルーインパルスは、東北の空に五色の輪を描きました。当日は、東北新幹線が止まるほどの強風であったため、我々が描いたオリンピックシンボルは上空で流されてしまいましたが、地上から見上げていただいていた地元東北の皆様には、綺麗な五つの円の機影をお見せすることが出来ました。パイロットだけでなく航空機整備員、その他飛行を支えてくれる全員が一丸となって、世界が松島基地を注目していたあの瞬間に、完璧な仕事をしてくれたことを隊長として誇りに思います。

今回の式典における5色の輪は一つも欠けることが許されなかったことから、カラーズモーク各色に

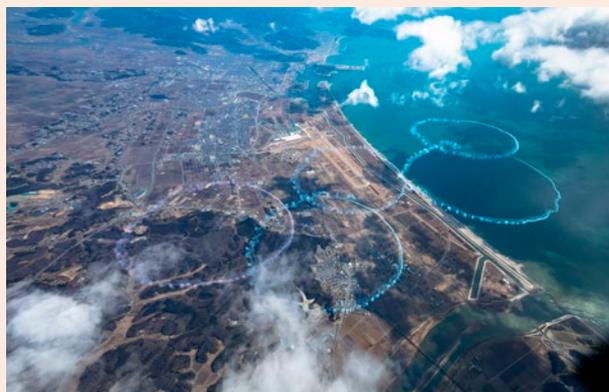
予備の航空機とパイロットを用意する必要があったため、全国からかき集めたパイロットに対し、厳しい訓練を重ね、誰が本番で飛行しても完璧な演技ができるよう万全の態勢で臨みました。

なお、黄色の輪を描いたパイロットは、東日本大震災で津波により甚大な被害を受けた岩手県山田町出身であり、復興を象徴するオリンピック・パラリンピックという歴史的なイベントを全力で盛り上げたいという意気込みとともに、我々が描く五つの輪で被災した人々に笑顔になってほしいと願いながら飛行しました。

東京オリンピックは一年延期されましたが、来年においても、飛行する機会を与えられれば、活気を取り戻した東北の姿を世界にアピールするとともに、選手の皆さんが全力を出し切れるよう、大空から最大のエールを送りたいと思います。



飛行隊長 福田 2佐



事前訓練風景（写真：黒澤英介）



動画：東京2020オリンピック聖火到着式におけるブルーインパルス5色カラーズモーク  
URL：[https://twitter.com/ModJapan\\_jp/status/1240843368835375104?s=09](https://twitter.com/ModJapan_jp/status/1240843368835375104?s=09)

の警戒監視、大規模テロ等が発生した場合の被災者救援、サイバー攻撃等への対処に関する支援等に取り組むことを決定した。また、式典等大会運営への協力については、東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会と調整を行ってきた協力項目（聖火到着式への協力、国旗等掲揚への協力、射撃競技会場における医療サービスへの協力、セーリング競技における海上救護への協

力、会場内外の整理への協力及び競技（アーチェリー、射撃、近代五種）における運営協力）について、同組織委員会から正式に依頼を受け、実施することを決定した。20（令和2）年3月、東京2020大会は延期され、2021年夏の開催とされたことから、引き続き同組織委員会と連携し準備を進めることとしている。

## 7 その他の取組

### 1 自衛隊機・米軍機に対するレーザー照射や凧揚げによる妨害事案への対応

飛行中の自衛隊機・米軍機に対するレーザー照射や凧揚げによる妨害事案が多発している。これらは、パイロットの操縦への障害につながり、墜落などの大惨事をもたらしかねない大変危険で悪質な行為である。そのため関係する地方公共団体の協力を得て、ポスターの掲示などにより、地域住民にこのような行為の危険性などについて周知するとともに、警察への通報について協力を依頼している。また、16（平成28）年12月に航空法施行規則が改正され、このような行為が規制対象とされるとともに、罰金などが科せられることとなった。

### 2 防衛施設の上空及びその周辺における小型無人機等の飛行への対応

近年、民生用を含むドローンを用いたテロ事案やテロ未遂事案が各国で発生しており、それらの中には軍事施設を対象としたものも含まれている。わが国においても自衛隊の施設や在日米軍の施設・区域に対するドローンを用いたテロ攻撃が発生する可能性があるが、これらの施設に対する危険が生じれば、わが国を防衛するための基盤としての機能に重大な支障をきたしかねない。このため、19（令和元）年6月13日、改正小型無人機等飛行禁止法が施行され、防衛大臣が指定する自衛隊の施設や在日米軍の施設・区域の上空及びその周辺における小型無人機等の飛行が禁止されることとなった。現在、主要部隊司令部等が所在する27の自衛隊の施設を対象施設に指定している。

**Q 参照** 資料61（小型無人機等飛行禁止法に基づき対象防衛関係施設に指定された施設一覧）

解説

小型無人機等飛行禁止法について

小型無人機等飛行禁止法に基づき、防衛大臣が指定する自衛隊・米軍施設の敷地又は区域とその周囲おおむね300メートルの地域の上空においては、ドローン等の飛行が禁止されています。

**Q 参照** 資料61 (小型無人機等飛行禁止法に基づき対象防衛関係施設に指定された施設一覧)

ただし、施設の管理者の同意を得た場合など、以下の場合は飛行を行うことができます\*。

- 対象防衛関係施設の上空…管理者の同意を得た場合
- 周囲おおむね300メートルの上空…管理者の同意を得た場合、土地の所有者／占有者の同意を得た場合、国又は地方公共団体が公務で飛行させる場合

\*いずれの場合も、別途、都道府県公安委員会等への事前の通報が必要です。その他の手続の詳細は、防衛省のウェブサイトを確認できます。

違法なドローン等の飛行に対しては、

- 警察官等により飛行の中止を指示し、指示に従わなかった場合などに、飛行の妨害や機器の破損等の安全確保措置がとられることがあります。
- また、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処せられる場合もあります。

ドローンの登場により、誰もが手軽に空中からの映像・写真の撮影を楽しめるようになりました。しかしながら、ドローンはその利便性の反面、様々なリスクをはらんでおり、そのリスクを軽減するための様々なルールが設けられています。ドローンを飛行させる場合には、事前に航空法に加えて、小型無人機等飛行禁止法の規制を確認しましょう。

防衛省ウェブサイトはこちらから→



ドローンの規制についてのお知らせ

小型無人機等飛行禁止法により指定されている  
自衛隊施設／米軍施設その周辺地域（周囲約300m）  
の上空におけるドローン等の飛行は、  
原則として禁止されています。

- これに違反した場合、次のような措置／罰則もあります。
- 警察官等による安全確保措置
  - 最大懲役1年／罰金50万円

Drone Regulation Notice

Drone flights are prohibited over and within approx. 300-meter radius of the designated Self-Defense Forces /U.S. Forces facilities under the Act on Prohibition of Flight of sUAS(Drones).

If a person illegally flies drones, police officers, etc. may take necessary measures for security. The person may be punished by the Government of Japan by imprisonment of up to one year or a fine of up to 500,000 yen.



\* このほか、航空法上の無人航空機の飛行禁止空域においてドローン等を飛行させる場合、夜間にドローン等を飛行させる場合等には、別途、国土交通大臣の許可又は承認を得る必要があります。

対象防衛関係施設および飛行をさせたい場合の手続の詳細については、防衛省HPをご参照ください。  
<https://www.mod.go.jp/j/approach/chouwa/drone/index.html>



防衛省・警察庁・外務省・国土交通省

ドローンの規制について周知するポスター